



品川区ツイッター
アカウント
shinagawacity



スマートフォン用

※機種によっては正しく表示されない場合があります。

☎140-8715 品川区広町2-1-36 代表番号 ☎3777-1111 広報広聴課 ☎5742-6644 Fax5742-6870 <http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>

実現しよう平和で心ゆたかな 人間尊重社会

12月4日～10日
は人権週間

世界人権宣言

昭和23(1948)年12月10日、第3回国連総会で「世界人権宣言」が採択されました。世界人権宣言は人権および自由を尊重し確保するために、全ての人と全ての国とが達成すべき共通の基準を宣言したものです。また、昭和25(1950)年、第5回国連総会で、毎年12月10日は「人権デー」と定められました。日本では「人権デー」を最終日とする1週間の「人権週間」と定めて、人権尊重思想の普及と高揚のための啓発活動を全国的に行っています。

区の取り組み

区では、平成5(1993)年4月に「人権尊重都市品川」を宣言し、今年で24周年です。これまで、平和で心ゆたかな「人間尊重社会の実現」をめざし、人権尊重思想の普及啓発に取り組んできました。今年も小中学生の心温まる人権標語やポスターなどを展示した「しながわ人権のひろば2017」や「人権週間 講演と映画のつどい」を開催します。この機会にもう一度、人権について考えてみませんか。

人権尊重都市宣言のまち 品川区

人権尊重都市品川宣言

人間は生まれながらにして自由であり、平等である。いかなる国や個人も、いかなる理由であれ絶対にこれを侵すことはできない。幾多の試練と犠牲のもとに日本国憲法と世界人権宣言はこの人類普遍の原理をあらわし人権の尊重が国際社会の責務であることを明らかにした。今日、我が国社会の実情は、いまだに差別意識と偏見が人々の暮らしの中に深く根つき部落差別をはじめ障害者、女性、先住民族、外国人への差別など、どれほど多くの人間が苦しんでいることが人間がつくりあげた差別は人間の理性と良心によって必ずや解消できることを我々は確信する。平和で心ゆたかな人間尊重の社会の実現をめざす品川区は「人権尊重都市品川」を宣言し差別の実態の解消に努め人権尊重思想の普及啓発と教育を推進することをここに誓う。制定一九九三年(平成五年)四月二十八日

人権週間 講演と映画のつどい

12月6日(水)

午後1時開演
(午後0時30分開場)

きゅりあん
大ホール

大井町駅前

定員 1,100人(抽選) 託児 1歳～就学前のお子さん

講演

それでも生きる意味はある
～ハンセン病小説「あん」
で伝えたかったこと～

講師/ドリアン助川(作家)
作家として、また詩人、道化師、ミュージシャンなど多彩な肩書きをお持ちのドリアン助川さんに、ハンセン病小説を通じて人権をテーマとした内容に触れながらお話ししていただきます。
※手話通訳・要約筆記付き。



映画
「あん」



©2015映画「あん」製作委員会/COMME DES CINEMAS/TWENTY TWENTY VISION/ZDF-ARTE

出演/樹木希林、永瀬正敏、市原悦子 ほか

どら焼き屋「どら春」の雇われ店長として単調な日々をこなしていた千太郎。ある日、求人募集の張り紙をみて、一人の老女、徳江が現れどら焼きの粒あん作りを任されることに。徳江の作った粒あんはあまりにもおいしく、みるみるうちに店は繁盛。しかし心ない噂が、彼らの運命を大きく変えていく…。 ※字幕付き。

申込方法 11月15日(水) (必着) までに、往復はがき(1枚2人まで)に「つどい」とし、参加人数、代表者の郵便番号・住所・氏名(ふりがな)・電話番号、参加者の氏名(ふりがな)、託児希望の有無を品川区人権啓発課(☎140-0013南大井3-7-10)へ ※結果発送は11月末を予定。

62円	140-0013	品川区南大井3-7-10	記入不要です	返信(裏)
品川区人権啓発課宛				

62円	000-0000	氏名 代表者の住所	つどい申し込み ●参加人数 ●代表者郵便番号 ●住所 ●電話番号 ●代表者氏名・ふりがな ●参加者氏名・ふりがな ●託児希望の方はお子さんの名前・月年齢 ●手話希望の方、車いすの方はその旨をご記入ください	返信(裏)
-----	----------	--------------	--	-------

みんなできえよう 私たちの人権

区では、「人権尊重都市品川宣言」を様々な施策の中に生かしながら人権啓発や人権教育を推進してきました。しかし、平成26年度に実施した「人権に関わる意識調査」では、宣言の周知度は27%弱にとどまり、若年層で低い結果となりました。これを踏まえて、宣言のさらなる周知に努めていきます。

私たちの身のまわりには、子どもや高齢者への虐待、配偶者などからの暴力、障害がある方や外国人に対する偏見や同和地区出身の方に対する差別など、様々な人権問題が依然として存在します。特に近年では、インターネットを悪用した人権侵害や性的少数者への偏見など人権問題はより複雑化し多様化しています。平成28(2016)年5月には、「ヘイトスピーチ解消法」、同年12月には、「部落差別解消推進法」が成立しました。

「人権尊重都市品川宣言」に込められた思いを胸に、私たち一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他人の人権に配慮した行動がとれるよう、相手の気持ちを考え、思いやる意識が大切です。

人権問題の解決は、私たち一人ひとりの意識や行動から始まります。

許しません！ 戸籍・住民票の不正取得

国家資格を持つ弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理人、行政書士の8士業には、依頼者に代わり「職務上請求用紙」を使って戸籍証明等を請求する場合、委任状は不要であるなどの特例が認められています。この職務上の権限を悪用して戸籍証明や住民票を大量に不正取得し、売買する事件が起きています。こうして不正に取得した個人情報の一部の悪質な探偵業者などを通じて、身元調査に利用されています。このような身元調査は、差別意識を持って調査を依頼しようとする人、一番問題があると言いますが、私たちもそのような調査には協力しないと、態度や行動で表していくことが大切です。

●個人情報保護のため審査を厳格に行います

戸籍証明等の発行に際しては、交付請求者の本人確認を行うとともにその請求理由を審査し、個人情報の保護に努めています。戸籍証明等の大量不正取得事件を踏まえ、不正が疑われる交付請求については警告を発するシステムを導入するなど、審査体制を厳格化し、不正取得を行った士業者には区からも申し入れを行います。

・偽造有印私文書行使罪（刑法第159条、161条）「3月以上5年以下の懲役」

・不正手段により戸籍謄本等の交付を受けた者に対する罰則（戸籍法第133条）「30万円以下の罰金」

「不正請求事件に対する基本方針について」区では、職務上請求書を悪用した不正請求に対し、厳格な対応を行うため基本方針を定めています。不正請求の事実が確定した場合、被害者の方へ不正請求の事実を告知し、さらに、所属団体へ法令遵守と再発防止策の強化を要請します。

「性的指向や性同一性障害・性的マイノリティ」を理由とする偏見や差別をなくそう

平成16(2004)年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定条件のもとで性別の取り扱いの変更についての審判を受けることができるようになったものの、性同一性障害者に対する偏見や差別は存在しています。また、同性愛者などの性的指向における少数派の人々への根強い偏見により、社会生活のいろいろな場面で人権問題が発生しています。私たちは、偏見や好奇の目で見ず、性のあり方には様々な形があるということを正しく理解することが必要です。最近では、偏見や嫌がらせ、雇用における制限や差別などの社会生活上の制約を解消していくという観

点から、問題提起と制度の整備が行われています。

知っていますか？「AV出演強要・JKビジネス問題」

「モデル・アイドルになりませんか」と声をかけられた、「高収入アルバイト」に応募した。その後、聞いていない同意していない性的な行為などの「写真」や「動画」の撮影を強要されたり、性暴力やストーカーなどの被害を受けるなど若い女性が被害を受ける深刻な問題が発生しています。これが「AV(アダルトビデオ)強要問題」や「JK(女子高生)ビジネス問題」といわれるものです。これらはいずれも「女性に対する暴力」に当たる重大な人権侵害であるとともに、女性活躍の前提となる安全で安心な暮らしの基盤を揺るがす問題です。

●被害にあわないために
個人情報や安易に教えたり、その場で契約せずに冷静に考え、イヤだなど思ったら、迷わず断りましょう。また、未成年者の場合は、保護者の同意のない契約は原則として取り消すことができ、違約金を支払う義務はありません。家族や周囲との日頃からのコミュニケーションと共に、自分自身を守るために正しい知識を得ることが大切です。

●一人で抱え込まないで、まず相談
内閣府男女共同参画局のホームページの啓発サイトでは、事例や相談窓口などを紹介しています。人を暴力で支配するのは、許されません。誰もが当事者となる可能性があり、社会全体として取り組まなければならない問題です。あなたや大切な人が被害にあわないために正しい知識を得て、自分と周囲を守りましょう。

●女性に対する暴力をなくす運動
11月12日～25日
男女共同参画センターでパネル・図書をご覧いただけます(月～金曜日午前9時～午後5時)。

問い合わせ／男女共同参画センター
(☎547914104 Fax 547914111)

しながわ人権のひろば2017

日程 12月2日(土)～4日(月) 会場 荏原文化センター(中延1-9-15)

12月2日(土)～4日(月)

●小中学生人権標語・ポスター展
●人権啓発パネル展(人権擁護委員の活動紹介など)
●人権をテーマにした複数の啓発ブース
時間/午前9時30分～午後4時45分 ※4日は午後3時まで。
会場/レクリエーションホール

12月2日(土)

●女性弁護士による法律相談
時間/①午前9時30分～正午②午後1時30分～4時
会場/第2講習室 定員/各5人(先着)
申込方法・問い合わせ/12月1日(金)までに、電話で男女共同参画センター(☎5479-4104 Fax 5479-4111)へ

12月3日(日)

●「小学生人権メッセージ」と「中学生人権作文」の各学校の代表作品を朗読します。
●映画「世界の果ての通学路」DVD上映会
時間/午後1時30分～3時35分
出演/ジャクソン・サイコン サミュエル・J・エスター ほか ※字幕付き。
定員/430人(先着)
会場・参加方法/当日、直接大ホールへ
問い合わせ/人権啓発課

●人権擁護委員による人権身の上相談
時間/①午前10時～正午②午後1時～3時
会場/第2講習室 定員/各2人(先着)
申込方法・問い合わせ/12月1日(金)までに、電話で広報広聴課区民相談室(☎3777-2000 Fax 5742-6599)へ

12月4日(月)

●家庭教育講演会「親子の会話が、本当に賢い子どもを作る！」
時間/午前10時～11時30分
講師/天野ひかり(フリーアナウンサー) ※手話通訳付き。
定員/430人(先着)
託児/2歳～就学前のお子さん20人(先着) ※おやつ代100円。
○託児希望の方は、11月24日(金)までに、電話で庶務課へ。
会場・参加方法/当日、直接大ホールへ
問い合わせ/庶務課庶務係(☎5742-6824 Fax 5742-6890)

日程 12月5日(火)～15日(金) 会場 区役所第二庁舎3階ロビー

●小中学生人権標語・ポスター展
●人権啓発パネル展
時間/午前8時30分～午後5時15分 ※15日は午後5時まで。
問い合わせ/人権啓発課

人権擁護委員の活動

人権擁護委員は地域の中から人権擁護に理解のある方を区長が推薦し、法務大臣が委嘱します。「みんなできよう 人権の世紀～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～」を重点目標に様々な啓発活動を積極的に展開しています。

人権啓発活動

品川地区人権擁護委員会では、憲法週間や人権週間における啓発活動に参加するとともに、毎年小学生に「人権メッセージ」の発表や「人権の花」運動、中学生に「人権作文コンテスト」の協力をお願いしています。今年の「人権メッセージ」は城南小学校の4年生が発表しました。「人権の花」運動では芳水小学校・日野学園・伊藤学園の皆さんが「マリーゴールド」「サルビア」「日々草」の花を育ててきれいに咲かせました。「人権作文」は浜川・富士見台・荏原第六中学校の皆さんが参加し、荏原第六中学校7年生の作文が品川区代表作品となりました。

このような活動を通して、思いやりの心を育み人権の大切さについて考えていただいています。(品川地区人権擁護委員会)

区の人権擁護委員	野田 律子(東品川)	小原 愉里(東品川)	松井 一雄(東大井)
	野口 清彦(東大井)	増村 圭一(東大井)	大西 英敏(大井)
	松尾 和英(小山台)	岸 朱実(中延)	後藤 基(西中延)

人権擁護委員による人権身の上相談

悩みをお持ちの方は一人で悩まずに、気軽にご相談ください。

相談日/第1・3火曜日午後1時～4時
※相談日1週間前の午前9時より☎3777-1111へ電話予約。
問い合わせ/区民相談室(☎3777-2000 Fax 5742-6599)

○人権週間街頭キャンペーン 12月6日(水)午前11時30分から大井町駅前

障害者週間記念のつどい

問い合わせ

障害者福祉課障害者福祉係
(☎5742-6707 Fax 3775-2000)

障害者週間(12/3～12/9)を記念し、毎年開催しています。
会場/きゅりあん小ホール(大井町駅前)

●12月8日(金)午後1時開演

第一部=野田あすか・野田恭子講演会
第二部=GOMA(ディジュリドゥ奏者)講演会
第三部=しながわこころつながる映画祭「奇跡のひと マリーとマルグリット」海洋天堂

●12月9日(土)午後1時開演

第一部=障害者団体発表会
第二部=ファッションショー(着脱便利服)
第三部=しながわこころつながる映画祭「最強のふたり」

※各日先着で記念品プレゼント。 ※手話通訳者、FMラジオによる副音声サービス、UDトーク配置。 ※スピーチオ(音声変換装置)設置サービス(S/Pコード付きちらし作成)あり。
○ロビーでパネル展示や作品販売を行います。

ビデオ・DVD・パネルの貸し出し

人権啓発課では、人権問題を正しく理解していただくため、同和問題をはじめ、セクハラなどの様々な人権啓発ビデオ・DVDや人権啓発パネルを貸し出ししています。勉強会や研修会で活用ください。 ※詳しくは区ホームページをご覧ください。

問い合わせ/品川区人権啓発課(☎3763-5391 Fax 3768-5092)